

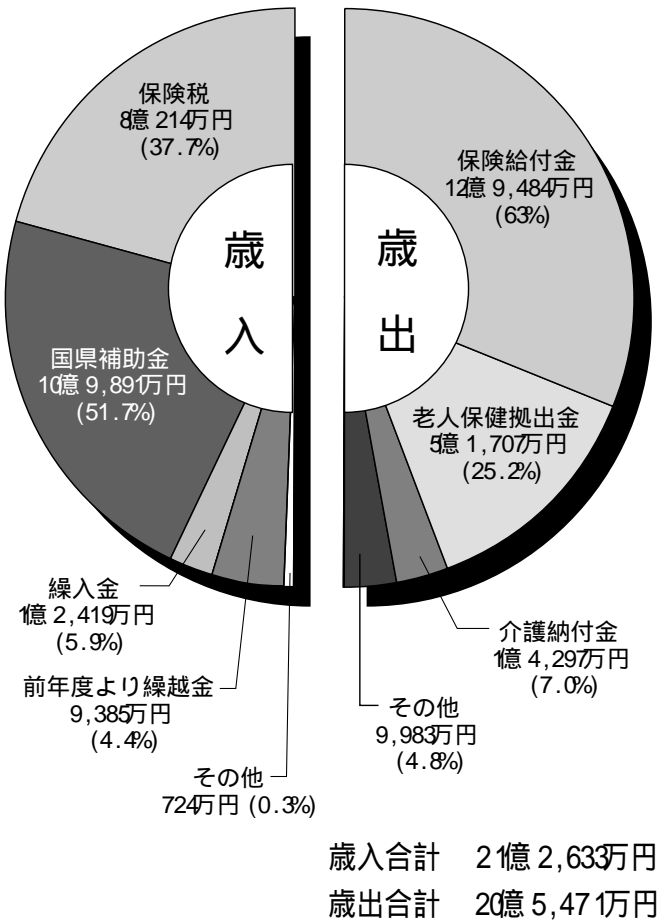
国民健康保険は

みんなで助け合う制度です

私たちは、ふだん健康であっても、いつどんなときに病気やケガで、高額の治療費がかかるかわかりません。そんなとき安心して診療が受けられるよう、国民健康保険は加入者がそれぞれの収入や家族数などによってお金を出し合い、お互いに助け合うことを目的とした制度です。

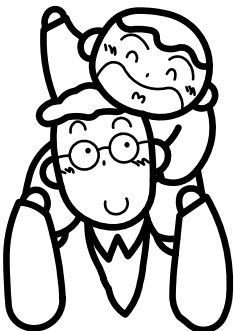
国民健康保険強調月間にちなみ、平成16年度の決算のあらましと、医療費のすがた、国税、給付などについてお知らせします。

平成16年度国保特別会計決算



保険税の納付義務者は世帯主です

保険税を納めなければならない人を納付義務者といいます。世帯主が国保の被保険者であるなしかかわらず、家族のなかに国保の加入者がいれば、保険税は、世帯主が納めることとなります。遅滞なく納期内に納めていただくことが、国保運営を円滑に進めることとなります。保険税納付には、簡単な便利な口座振替をおすすめします。



上にある円グラフが平成16年度の富士河口湖町国民健康保険特別会計の決算状況です。歳出のうち約9割を保険給付と老人保健拠出金（加入者の皆様の医療費のうち、国民健康保険が負担金として医療機関に支払った額）が占めています。つまり、医療費が増えると同比例して歳出額も増えていき、当然ながらそれに見合った額まで歳入も増やさなければならぬのですが、歳入の財源には限りがあります。

わが町の国民健康保険の運営もぎりぎりの所でかろうじてバランスを保っています。益々増えてゆく医療費、限りある財源、国民健康保険の健全な運営を続けるためには、保険税の正しい納付は当然ながら医療費を少なく抑えるために日頃から自己の健康管理に気をつけ、適度な運動をしたり、病気の早期発見と早期治療に心がけ、加入者一人一人が健康になることがとても重要なことです。

国民健康保険で受けられる給付

療養の給付

病気やケガをしたとき、保険証を提示すれば医療にかかった費用の3割（高齢受給者は1割又は2割、3歳未満の場合は2割）を自己負担すれば、残りを国保が負担します。

高額療養費の支給

1ヶ月に7万2千3百円＋（かかった医療費－24万1千円）×1%（住民税非課税世帯は3万5千4百円）を越えて医療費を支払ったとき、その超えた額を支給します。

療養費の支給

保険証を持たずに治療を受けたとき、後日国保に申請すれば、医療費の7割（高齢受給者は9割又は8割、3歳未満の場合は8割）を支給します。また、ギブスやコルセットなどの補装具代を全額支払ったときも医療費の7割（高齢受給者は9割又は8割、3歳未満の場合は8割）を支給します。

出産一時金の支給

被保険者が出産したとき、30万円を支給します。

葬祭費の支給

被保険者が亡くなったとき、3万円を支給します。

資格の取得・喪失のときは、すみやかに届け出を

保険証は、国保の被保険者である証明書であると同時に、医療機関受診の際の受診券の役割を果たします。

国保加入者が、他の保険制度を適用する会社や組合などに勤めたり、または辞めたときには、すみやかに資格の取得や喪失の届け出をしましょう。

特に、学生が卒業して就職した場合の届け出は、何年も忘れていた場合がありますので、もう一度確かめください。

資格の発生と保険税（溯及賦課について）

保険税は届け出をしたときからではなく、資格ができた月から納めることとなります。退職など資格ができて届出が遅れた場合には、資格の発生した月にさかのぼって保険税を収めていただくこととなりますのでご注意ください。

平成16年度の医療費は、
一人当たり年間平均
これだけかかりました。

一般被保険者	186,228円
退職被保険者	303,240円
老人被保険者	678,302円
全 体	281,157円

国保
ワンポイント
アドバイス

お医者さんの上手なかかりかた

- ・かかりつけのお医者さんをもつ
- ・お医者さんを信頼し指示を守る
- ・ひとつの病気で他のお医者さんを転々とししない
- ・薬をむやみに求めない
- ・症状が重くなる前に診療を受ける
- ・急病以外は夜間・休日の受診は控える

薬の正しい飲み方・使い方

- ・何でも相談できるかかりつけの薬局を決めておく
- ・お医者さんや薬剤師さんの指示通りに使用する
- ・飲み合わせや副作用について確認しておく
- ・無断で他の薬と併用しない
- ・薬は水かぬるま湯で飲むようにする

寝たきり・痴呆にならないために

- ・健康づくりに努める
- ・事故から身を守る
- ・自分でできることは自分でやる
- ・生活にメリハリをつける
- ・家族や友人とのふれあいを大切に
- ・積極的に外出する
- ・社会参加を心がける

国民健康保険
に関する
お問い合わせ

72-6026
保険課 国保担当

お知らせ

- ・国民健康保険の被保険者の方が在宅で介護機器を利用する場合、その費用負担の軽減を図るため、レンタル料又は購入費用の一部を助成しています。
- ・出産育児一時金の支給を受けるまでの間、支給見込みの80%を貸付ける斡旋を行っています。対象者は以下の方々です。

出産予定日まで1ヶ月以内である方
妊娠4ヶ月以上であり、出産に要する費用について、医療機関等から請求を受け、又は、その費用を支払った方

問い合わせ 保険課 国保担当
健康増進課 健康増進担当

就学時検診について

教育委員会では、平成18年4月1日に小学校に入学する児童を対象とした就学時健康診断を、下記の要領で実施します。

<対象となる児童>

平成11年4月2日から平成12年4月1日の間に生まれた児童

<日時・会場>

就学校	実施場所	実施年月日	受付開始
船津小学校	船津小学校	11月15日(火)	午後1時5分
小立小学校	小立小学校	11月2日(水)	午後1時15分
大石小学校	河口小学校	10月18日(火)	午後1時20分
河口小学校			
勝山小学校	勝山小学校	11月8日(火)	午後1時30分
西浜小学校			
大嵐小学校			

<持ち物>

就学通知書(保護者認印欄に押印してください)
母子手帳

上履、印鑑、保健調査票(必要事項を記入しておいてください)

就学通知書・保健調査票は10月初旬に発送いたします。

就学通知書が届かない・就学校を変更したい・健診日に都合が悪い等のご相談につきましては、教育委員会学校教育課(72-6052)までご連絡ください。

児童手当の支給についてお知らせ

= 今月は、児童手当等の支給月です。 =

支給日は10月11日(火)です。各・受給者の口座に振り込まれます。

支給額については、

1人目 5,000円(月額)

2人目 5,000円(月額)

3人目以降 10,000円(月額)です。

支給額の内容については、6月分・7月分・8月分・9月分の4ヶ月分です。

尚、現況届未提出の方については、振込できませんので確認してください。

児童手当法では、児童手当等を受けている方は、毎年6月中旬に「現況届」を提出しなければなりません。

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当等を引き続き受ける要件があるか、どうかを確認するためのもの

です。

この届の提出がないと、6月分以降の手当がつけられなくなります。

年末調整・確定申告には、 社会保険料控除証明書を

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となりますが、これまで(平成16年分まで)年末調整や確定申告の手続きでは、納付した保険料を証明する書類の添付等は必要ありませんでした。

しかし、所得税法等の一部が改正され、平成17年分の所得の申告から、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合に、一年間に納付(納付見込を含む)した国民年金保険料を証明する書類の添付等が義務づけられました。

このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)が社会保険庁から毎年11月初旬に送付されることとなりました。

証明内容は、本年1月から9月末日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。年の途中から国民年金に加入した場合など、10月以降に本年初めて保険料を納付する方については、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されますので、結果として平成17年中に国民年金の保険料を納付した方全員にこの証明書が送付されます。

年末調整または確定申告の手続きの際は、必ずこの証明書や領収証書を添付して下さい。

なお、国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主及び配偶者も連帯して納付する義務があります。世帯主または配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となります。このような場合は、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。その際、ご家族分の証明書も申告する方の申告書に添付等する必要があります。

お問い合わせについては、社会保険庁から送付される「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されるお問い合わせ先まで

社会保険庁ホームページ

<http://www.sia.go.jp/>

住所の異動届出時に 「本人確認」を行います

最近、本人が知らない間に第三者によって転入届や転出届などが出されるといった事件が全国的に発生しています。

町ではこのような第三者による虚偽(うそ、いつわり)の住民異動届出を防止するため、平成17年10月1日から窓口へ来られた方の本人確認を行います。届出される方にはお手数をおかけすることになりますが、ご協力をお願いします。



対象となる届出

転入届・転出届・転居届・世帯変更届など住民異動に関するすべての届出

本人確認させていただく書類等

○1点でいいもの

運転免許証、パスポート、外国人登録証、住基カード(写真ありのもの)、身体障害者手帳、療育手帳など公の機関が発行した資格証明書

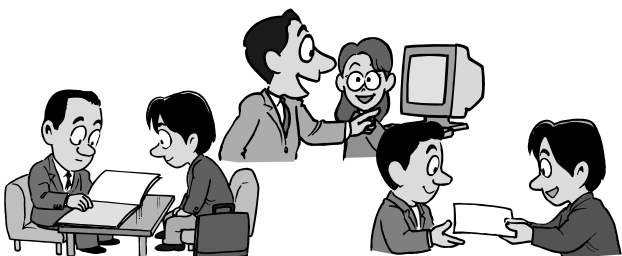
2点必要なもの

健康保険証、年金手帳、年金証書、社員証、学生証、預金通帳、キャッシュカード、クレジットカードなど

本人確認書類をお持ちでない方も届出はできますが、後日、町役場から受理通知書を郵送させていただく場合があります。

問合せ先

総合窓口課 TEL 72-1114(直通)



出張所での業務内容を 紹介します!

町内5ヶ所の出張所で行っている 住民窓口サービス業務

勝山出張所 83-2111	戸籍事務の受理、戸籍謄抄本交付、住民移動届及び住民票の謄抄本交付、印鑑登録及び印鑑登録証明書交付、身分証明書交付、埋火葬許可、税の証明書交付、税の収納、上下水道料の収納、上下水道各種届け出
足和田出張所 82-2311	
大石出張所 76-7702	戸籍謄抄本交付、住民票の謄抄本交付、印鑑登録証明書交付、上下水道各種届け出
河口出張所 76-7302	
大嵐出張所 82-2022	

【出張所窓口受付時間】

午前8時30分～正午、午後1時～5時15分

【印鑑登録証明書の交付取扱日時】

勝山出張所	午前8時30分～正午 午後1時～5時15分
足和田出張所	
大石出張所	月曜日・木曜日 午後1時～5時15分
河口出張所	火曜日・金曜日 午後1時～5時15分
大嵐出張所	月曜日・水曜日 午後1時～5時15分

窓口の諸証明業務の時間延長

(毎週水曜日)をご利用下さい。

町役場総合窓口課・税務課では、平成17年4月より毎週水曜日に窓口の時間延長を実施しています。

延長時間 午後5時15分～午後6時15分

(水曜日が祝祭日、年末年始は除く)

業務内容 住民票謄抄本、戸籍謄抄本、印鑑証明書及び税関係の証明書のみ交付

高齢者のみなさん インフルエンザの予防接種を受けましょう

インフルエンザを「たかがかぜの一種」と考えていませんか？



インフルエンザは、初冬から春先にかけて毎年流行します。高齢者が感染すると、高熱や全身の倦怠感などの症状が出にくいいため肺炎などの合併症を起こすことがあります。

また小児では、中耳炎、熱性けいれんなどの合併症を起こすことがあります。高齢者で呼吸器・心臓などに慢性の疾患をもつ人は、重症化することが多いので十分注意する必要があります。

また、平成14年の初冬～平成15年の春先にかけて世界的に重症急性呼吸器症候群（SARS）の大流行がありました。インフルエンザの症状は、重症急性呼吸器症候群（SARS）の症状と発生時期が似ており、SARSの診断除外診断であることから、インフルエンザの予防接種を行うことにより間接的にSARSの予防対策につながります。

【平成17年度より接種期間が変更になりました】

平成17年10月1日～平成18年1月31日まで

インフルエンザの感染から身を守るためにもインフルエンザが流行する前（12月中旬まで）に、かかりつけの医療機関に相談し接種することをお勧めします。

対象者には、個人通知をさしあげています。詳細につきましては、下記にお問い合わせください。

問合せ先

健康増進課・健康増進係（TEL 72 6037）

動物の管理について

最近、犬や猫など動物の管理について、多くの問合せがあります。山梨県の動物愛護条例でも次のように決められています。飼い主は、しっかり守りましょう。

- 一 えさと水を適正に与えること。
- 二 動物の健康管理に努めること。
- 三 動物の数は、適正に飼える数にすること。
- 四 動物を遺棄しないこと。
- 五 飼っている動物に適した構造の飼養施設を設けること。

- 六 動物のふん尿その他の汚物、毛等を適正に処理し、飼養施設及びその周囲を常に清潔に保つこと。
- 七 公共の場所等を汚したり壊したりしないようにすること。
- 八 動物の鳴き声など周辺の生活環境を保全するために必要な措置を講ずること。
- 九 動物が逃げないようにすること。
- 十 災害時における動物への措置を考えておくこと。

以上の事が決められています
が、次の事についても守って
下さい。



- 一 動物の散歩のときはリードでしっかりとつなぎ、フンなどの処理が出来る道具を持って下さい。
- 二 散歩中など道路や畑等に落ちている、食べ物や飲み物は絶対に食べさせないようにして下さい。

環境課 72 3169

固定資産(土地)の現況課税について

土地にかかる固定資産税は、その年の1月1日現在（賦課期日）の土地登記簿上の所有者にかかります。

土地課税の地目の認定についてもその年の1月1日現在の地目（登記簿上の地目ではない）で課税されます。

町では、土地の固定資産税算定にあたって、現況課税を実施します。これは、税負担の公平や課税の基礎となる評価についても、その適正化・均衡化が求められていて、その利用状況に沿って固定資産税が課税されるという地方税法の趣旨によるものです。

このため、法に基づく一筆ごと現況調査と確認作業を進め、台帳地目と明らかに違った土地利用がなされている土地の所有者には既に周知文で現況課税のほか、土地の分筆や原状回復等について通知しておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

また、土地の現況を変えたときは、ご連絡ください。現地を調査して現況課税します。

なお、このことについての問い合わせ等は、下記までお願いします。

税務課資産税第1係 72 - 1113

第14回富士河口湖もみじマーチ(町民健康づくり歩け大会)への参加しましょう!

10月29日(土)30日(日)、今年も全国の歩友が河口湖にやってきます。町民の皆さんも多数参加して、大会を盛り上げてください。

1日だけでもOK! 5km・10km・20km・40kmとコースも距離も自分で選んで、楽しみませんか。記念バッジ、地図、参加賞、ゼッケン等は差し上げます。

町民の参加費は不要です

10月29日(土)海鳴沢氷穴、西湖、河口湖(西コース)

コース	受付	出発式	スタート	ゴール予定
40km	午前7時~	7時15分	7時30分	12時 ~ 午後4時30分
20km	午前8時~	8時45分	9時	
10km	午前9時~	9時45分	10時	
5km				

10月30日(日)富士浅間神社、忍野八(西コース)

コース	受付	出発式	スタート	ゴール予定
40km	午前7時~	7時15分	7時30分	12時 ~ 午後4時
20km				
10km	午前9時~	9時45分	10時	
5km				

集合場所
大池公園 (ハーブ館前)

問合せ・申込先
町民体育館 (73-1220)



「ヴァンフォーレ甲府 全県ホームタウン化記念」ホームゲームご招待のお知らせ

ヴァンフォーレ甲府の全県ホームタウン化を記念しまして、下記のとおり無料招待事業を実施します。皆さん、この機会に地元サッカーチームの迫力ある試合を観戦して下さい。

日 時 11月26日(土) 13:00キックオフ(11:30開門)
会 場 小瀬スポーツ公園陸上競技場
対戦内容 ヴァンフォーレ甲府 VS アビスパ福岡

上記試合のチケットを、下記の日程で配布いたしますのでふるってご応募ください。

申込み先 町民体育館

受付期間 平成17年10月26日(水)~平成17年11月25日(金)

受付時間 9:00~12:00、13:00~17:00

土日・祝日の受付はありません。11月25日は16時までとします。

電話での受付は一切行いません。窓口において全員の住所・氏名・

電話番号等を記入した方のみ受付となります。

受付対象 富士河口湖町に住所がある方のみ

枚 数 300枚 (先着順 無くなり次第終了)

最大受付枚数 個人6枚 団体30枚

* チケットご希望の方は、必ず受付用紙に申込者全員の住所・氏名・電話番号等を記入していただきます。記入いただけない方にはチケットの配布はできませんのでご了承ください。

団体で申し込みをされる場合においても全員の住所・氏名・電話番号等の記入が必要となります。又、同団体内に富士河口湖町に住所がない方がいた場合において、その方のチケットは配布できませんので、住所地の市町村かヴァンフォーレプラザにおいて申し込みされるようお願いいたします。

詳しくはヴァンフォーレプラザ(055-223-1000)

及びヴァンフォーレ甲府事務局(055-254-6867)にお問い合わせください。

